

令和2年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4	6
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0	11
市町村判別コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・・・2					2	12
団体区分コード	13	/	/	/	/	/	3

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

令和2年度 都市計画税に関する調
第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) ^A	(3) 市街化調整区域(千㎡) ^B	(4) その他(千㎡) ^C	(5) 計(A+B+C)(千㎡)
課税区域の面積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都市計画区域の面積	0 2 0	20,460 ^甲	オ	カ	20,460 ^キ	20,460 ^ク

区分	行番号	(6) 都市計画区域の指定の有無	(7) 市街化区域等の設定の有無	(8) 都市計画税の課税の有無	(9) 都市計画事業の認可の有無
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1

指定有……「1」 設定有……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」
指定無……「2」 設定無……「2」 課税無……「2」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	2

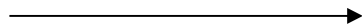
第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12	0	32
	法 人	0 2 0	0	0	41
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0	0	0
	法 人	0 5 0	0	0	0
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0	0	0
	法 人	0 8 0	0	0	0
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45
		そ の 他	0 2 0				
		小 計	0 3 0	0	0	0	
	農 地	0 4 0					
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0					
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0					
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0		
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				
		そ の 他	1 0 0				
		小 計	1 1 0	0	0	0	
	農 地	1 2 0	ヒ				
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0		
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0					
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0					
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0		

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号		(1) 決 定 価 格								
						市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)					
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0
			法 人	0	2	0							ヤ	0
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	0							ユ	0
			法 人	0	4	0							ヨ	0
	非 宅 用 地	個 人 非 宅 用 地	法 人 非 宅 用 地	0	5	0						ラ	0	
			法 人 非 宅 用 地	0	6	0							リ	0
	小 計				0	7	0		0	0	0	ル	0	
	農 地				0	8	0					ロ	0	
	そ の 他				0	9	0						0	
	計				1	0	0		0	0	0		0	
家 屋	木 造 家 屋				1	1	0						0	
	木 造 以 外 の 家 屋				1	2	0						0	
	計				1	3	0		0	0		0		
合 計					1	4	0		0	0	a	0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号		(5) (6) (7) (8) (9) (10)										
						課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B(千円)					
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A									
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	1	12	25	35	47	60	61	69	79	
			法 人	0	2	1						あ	0			
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	1							い	0		
			法 人	0	4	1							う	0		
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	1							え	0		
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	1							お	0		
	小 計				0	7	1	0	0	0	0	か	0			
	農 地				0	8	1		き				く	0		
	そ の 他				0	9	1									
	計				1	0	1	0	0	0	0	0				
家 屋	木 造 家 屋			1	1	1						0				
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	1						0				
	計			1	3	1	0	0	0	0	0					
合 計				1	4	1	0	0	0	0	0	%		0		

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	756

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
特 定 市 街 化 区 域 以 前 農 地 入 地 の	平	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	市 成 二 十 八 年 区 度	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	負担水準0.05未満	2 1 0						
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	
区 域 以 後 農 地 入 地 の	平	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
	市 成 二 十 九 年 区 度	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	負担水準0.05未満	4 3 0						
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
						5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)		
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)			
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
課 法 税 第 標 7 準 0 条 2 の 第 特 2 例 項 に 加 よ つ こ り 書 減 の 額 規 定 に よ る よ 額	法 第9項 (日本放送協会)	評価額	1/2	9 0 1 0	12	22	32	42 0	52	62	64	65	
		課税標準額		0 2 0				0					
	第10項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	0 3 0									
		課税標準額		0 4 0									
		評価額	2/3	0 5 0									
		課税標準額		0 6 0									
	第11項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0				0					
		課税標準額		0 8 0				0					
	第21項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	0 9 0				0					
		課税標準額		1 0 0				0					
	第22項 (新関西国際空港㈱)	評価額	1/6	1 1 0				0					
		課税標準額		1 2 0				0					
	第23項 (信用協同組合等)	評価額	1/2	1 3 0				0					
		課税標準額		1 4 0				0					
	第25項 (中部国際空港㈱)	評価額	3/5	1 5 0									
		課税標準額		1 6 0									
	第27項 (家庭的保育事業)	評価額	1/2	1 7 0				0					
		課税標準額		1 8 0				0					
	第28項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	-	1 9 0									
		課税標準額		2 0 0									
	第29項 (事業所内保育事業)	評価額	-	2 1 0									
		課税標準額		2 2 0									
	第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	-	2 3 0									
		課税標準額		2 4 0									
第32項 (量子科学技術研究開発機構)	評価額	1/2	2 5 0				0						
	課税標準額		2 6 0				0						
第33項 (世界遺産)	評価額	1/3	2 7 0										
	課税標準額		2 8 0										
第33項 (世界遺産)	評価額	2/3	2 9 0										
	課税標準額		3 0 0										
第33項 (世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0						
	課税標準額		3 2 0				0						

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)			
				(千円)	(千円)				(A)	(B)		
よに法 りよ第 減課7 額税0 標準2 と条の なる3 特規 額に定	法 第 7 0 2 条 の 3	2/3	9 3 3 0	12	22	32	42	52	62	64	65	
				課税標準額								
		1/3	3 5 0	評 価 額								
				課税標準額								
額市屋家に4法 計等屋よの第 ににり27 画対減0 税すわ災震2 のるし災条 減都家た等の	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	3 7 0									
特規法 例定附 にに則 よよ第 りり1 減課6 額税条 と標の なる2 のの	法 附 則 第 1 6 条 の 2	2/3	3 8 0	評 価 額								
				課税標準額								
		1/3	4 0 0	評 価 額								
				課税標準額								
	(平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等)		4 1 0									

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)		(A)	(B)	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
よ法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例額に減額する	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
		課税標準額		4	2	0							
	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4	4	0			0				
		課税標準額		4	5	0			0				
	第18項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	4	6	0							
		課税標準額		4	7	0							
	第19項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	4	8	0							
		課税標準額		4	9	0							
		評価額	-	5	0	0							
	第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	5	2	0							
		課税標準額		5	3	0							
	第21項 (外資埠頭会社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	5	4	0			0				
		課税標準額		5	5	0			0				
		評価額	3/5	5	6	0			0				
	第22項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	5	8	0							
		課税標準額		5	9	0							
	第24項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	6	0	0			0				
		課税標準額		6	1	0			0				
	第25項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	6	2	0							
		課税標準額		6	3	0							
評価額		2/3	6	4	0								
第29項 (駅のバリアフリー化施設)	課税標準額		6	5	0								
	評価額	2/3	6	6	0								
第33項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	課税標準額		6	7	0								
	評価額	2/3	6	8	0								

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(2) 農 地	(3) 土 地 計	(4) 家 屋	(5) 課 税 標 準 (A)		(6) の 特 例 率 (B)		(7) (わがまち特例)				
				宅 地	そ の 他				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)
税 法 附 則 第 15 条 の 2 又 は 法 附 則 第 15 条 の 3 の 規 定 に よ る 額 課 税 減 額	法 附 則 第 15 条 の 2 又 は 法 附 則 第 15 条 の 3 の 規 定 に よ る 額 課 税 減 額	第37項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	65			
				課税標準額	7	0	0										
		第37項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	評価額	1/2	7	2	0									
				課税標準額	7	3	0										
		第38項	(特定事業所内保育施設)	評価額	-	7	4	0									
				課税標準額	7	5	0										
		第39項	(市民緑地)	評価額	-	7	6	0									
				課税標準額	7	7	0										
		第42項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	7	8	0									
				課税標準額	7	9	0										
		第42項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	2/3	8	0	0									
				課税標準額	8	1	0										
		第43項	(帰還環境整備推進法人)	評価額	1/3	8	2	0									
				課税標準額	8	3	0										
		第44項	(地域福利増進事業)	評価額	2/3	8	4	0									
				課税標準額	8	5	0										
		第47項	(浸水被害軽減地区)	評価額	-	8	6	0									
				課税標準額	8	7	0										
		第48項	(滞在快適性等向上施設)	評価額	1/2	8	8	0									
				課税標準額	8	9	0										
第2項	(JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	9	0	0											
		課税標準額	9	1	0												
第1項	(旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	9	2	0											
		課税標準額	9	3	0												
第1項	(旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限り)	評価額	3/10	9	4	0											
		課税標準額	9	5	0												
減額	産る設術修11法 税固に公実15附 等定対演演一条則 の資す施芸改の第	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	9	6	0											

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)	
附改正法の規定によるもの 令和2年改正条法第18条	第2項	旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	9 0 1 0	12	22	32	42	52	62	64	65	
			課税標準額	1/2	0 2 0									
	第5項	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	—	0 3 0									
			課税標準額	—	0 4 0									
改正法の平成29年よ る改正法の規定によ る条法第19条	第3項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	—	0 5 0									
			課税標準額	—	0 6 0									
附平成法の規定によるもの 令和2年改正条法の	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	0 7 0									
			課税標準額	1/2	0 8 0									
	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した 公共施設等)	評価額	4/5	0 9 0									
			課税標準額	4/5	1 0 0									

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
改正法の附則第27条による改正法の規定に	第2項	旧法附則第15条第16項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域)	評価額	3/5	9 1 1 0	12	22	32	42	52	62	64	66
			課税標準額	1 2 0									
	第2項	旧法附則第15条第16項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域)	評価額	1/2	1 3 0								
			課税標準額	1 4 0									
改正法の規定に	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額	1/2	1 5 0								
			課税標準額	1 6 0									
改正法の規定に	第3項	旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	1 7 0				0				
			課税標準額	1 8 0					0				
改正法の規定によるもの	第2項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	2/3	1 9 0								
			課税標準額	2 0 0									
	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	2 1 0								
			課税標準額	2 2 0									
	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	2 3 0								
			課税標準額	2 4 0									
	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/2	2 5 0								
			課税標準額	2 6 0									
	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)	評価額	1/2	2 7 0								
			課税標準額	2 8 0									
	改正法の規定に	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	2 9 0							
				課税標準額	3 0 0								
改正法の規定に	第5項	旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 1 0								
			課税標準額	3 2 0									

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	7	8	
1	0	3	4	5	5	8	

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 6 2 0 条 年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2	9 3 3 0	12	22	32	42	52	62	64	65	
			課 税 標 準 額	3 4 0										
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/2	3 5 0									
			課 税 標 準 額	3 6 0										
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/2	3 7 0										
		課 税 標 準 額	3 8 0											
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/2	3 9 0										
		課 税 標 準 額	4 0 0											
則 1 7 第 1 0 条 改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 6 2 0 条 年	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	1/6	4 1 0									
			課 税 標 準 額	4 2 0										
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	1/6	4 3 0									
			課 税 標 準 額	4 4 0										
年 改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 1 8 1 条 5	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/3	4 5 0									
			課 税 標 準 額	4 6 0										
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/3	4 7 0									
			課 税 標 準 額	4 8 0										
	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/3	4 9 0										
		課 税 標 準 額	5 0 0											
	旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/3	5 1 0										
		課 税 標 準 額	5 2 0											
第 2 1 3 項 改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 1 8 1 条 5	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評 価 額	1/2	5 3 0				0						
		課 税 標 準 額	5 4 0					0						

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)		(A)	(B)	
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
平改 成 正 7 法 年 の 改 正 法 定 附 に 則 よ る 第 1 2 も 条 の	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	1/3	5 5 0								
			課税標準額		5 6 0								
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	5 7 0								
			課税標準額		5 8 0								
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	5 9 0								
			課税標準額		6 0 0								
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6 1 0									
		課税標準額		6 2 0									
	旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	6 3 0									
		課税標準額		6 4 0									
	合 計		評価額		6 7 0	0	0	0	0				
			課税標準額		6 8 0	0	0	0	0				
第7条第7項第59則	市街化区域農地としての評価額			6 9 0			0						
	徴収猶予分に相当する課税標準額			7 0 0			0						
第8条第8項第59則	市街化区域農地としての評価額			7 1 0			0						
	徴収猶予分に相当する課税標準額			7 2 0			0						
第1条第1項第659則	市街化区域農地としての評価額			7 3 0			0						
	減額分に相当する課税標準額			7 4 0			0						
第1条第1項第759則	市街化区域農地としての評価額			7 5 0			0						
	減額分に相当する課税標準額			7 6 0			0						

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)	
	る及と税条法 特びな免第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土域へ5 係地外課5	1/2 減額	9 7 7 0	12	22	32	42 0	52	62	64	66			
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条 例屋土外税第 措に地と免6第	1/2 減額	7 8 0				0							
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条 例屋土外税第 措に地と免8第	1/2 減額	7 9 0				0							
	特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条 置係住に日第 る宅よ本1第		8 0 0				0							
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条 る宅被震へ第 特用災災東第第		8 1 0				0							
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条 例屋被震へ第 措に災災東第第	1/2 減額	8 2 0											
		1/3 減額	8 3 0											

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A)			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	の 特 例 率 (B)	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
措置に域(条法 用係内居第附 地る住住1則 の代宅困1第 特替用難35 例住地区項6	減額分に相当する課税標準額	/	9	12	22	32	42	52	62	64	67	
			8	4	0			0				
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第 置替内(5 家家居6 屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	5	0							
			8	6	0							

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
負担水準0.05未満	2 1 0						
	計	2 2 0	0	0	0	0	0
地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	2 3 0				
	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
負担水準0.05未満	4 3 0						
	計	4 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
一 般 住 宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
一 般 住 宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
	計	8 8 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計		1 6 0	0	0	は 0	ひ 0
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0					
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
		計		3 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0						

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅 地 （ 負 担 水 準 0 ・ 6 ） （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54	69 80	
	負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0						
	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0						
	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0						
	負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0						
	負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0						
	負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0						
	負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0						
	負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0						
	負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0						
	負担水準0.60超0.61未満	4 4 0						
	負担水準0.60	4 5 0						
	計	4 6 0	0	0	0	0	0	
	0 ・ 7 ） （ 商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0					
		負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0					
		負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0					
負担水準0.63以上0.64未満		5 4 0						
負担水準0.62以上0.63未満		5 5 0						
負担水準0.61以上0.62未満		5 6 0						
負担水準0.60超0.61未満		5 7 0						
負担水準0.60	5 8 0							
計	5 9 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 6 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	6 2 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他 (個 人)	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
負担水準0.05未満	8 0 0						
	計	8 1 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	1

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)							
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 (法 人)	負担水準0.7超	90	1	0	12	24	39	54	69	80			
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0									
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0									
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0									
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0									
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0									
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0									
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0									
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0									
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0									
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0									
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0									
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0									
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0									
		負担水準0.05未満	1	5	0									
		計	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
		の 宅 地 外 比 準 土 地	宅 以 外 の 土 地	負担水準1.0以上	1	7	0							
				負担水準0.95以上1.0未満	1	8	0							
				負担水準0.9以上0.95未満	1	9	0							
負担水準0.85以上0.9未満	2			0	0									
負担水準0.8以上0.85未満	2			1	0									
負担水準0.75以上0.8未満	2			2	0									
負担水準0.7以上0.75未満	2			3	0									
負担水準0.65以上0.7未満	2			4	0									
負担水準0.6以上0.65未満	2			5	0									
負担水準0.55以上0.6未満	2			6	0									
負担水準0.5以上0.55未満	2			7	0									
負担水準0.45以上0.5未満	2			8	0									
負担水準0.4以上0.45未満	2			9	0									
負担水準0.35以上0.4未満	3			0	0									
負担水準0.3以上0.35未満	3			1	0									
負担水準0.25以上0.3未満	3			2	0									
負担水準0.2以上0.25未満	3			3	0									
負担水準0.15以上0.2未満	3			4	0									
負担水準0.1以上0.15未満	3			5	0									
負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0											
負担水準0.05未満	3	7	0											
計	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0				
合 計	合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	9	0	0	0	0	0	0	0			
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
		税負担据置のもの	4	1	0	0	0	0	0	0	0			
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4	2	0	0	0	0	0	0	0			
		負担水準0.2未満	4	3	0	0	0	0	0	0	0			
計	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0				

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
	負担水準0.05未満	2 1 0						
計	2 2 0	ゆ 0	よ 0	ら 0	り 0	る 0		
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
	負担水準0.05未満	4 3 0						
計	4 4 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 6 2 8

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	4 5 0	12	24	39	54	69 80	
	負担調整率1.025	4 6 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上0.95未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
負担水準0.05未満	6 5 0							
計	6 6 0	0	0	0	0	0		
合 計	本則による課税がなされたもの	6 7 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	6 8 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	0	
負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0	0		
計	8 8 0	0	0	0	0	0		